

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、中部地方整備局中部技術事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和五年六月三十日

奈良県知事 山下 真

- 一 測量の目的 公共測量（車載写真レーザ測量）
- 二 測量の地域 国道二十五号（奈良市く山辺郡山添村）
- 三 測量の期間 令和五年六月一日から同年十二月二十日まで